

令和 8 年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務仕様書

1 事業概要

島根県警察では、交通信号機（単独制御されている交通信号機を除く。）等と交通管制センターを有線回線で接続し、信号機の制御、渋滞情報の収集、提供を行っている。本事業は、指定する交通信号機等（以下「指定交通信号機等」という。）と交通管制センターの回線をモバイル回線で接続する業務である。

2 業務名称

令和 8 年度交通安全施設に係るモバイル回線接続業務

3 契約期間

(1) 初期導入期間

契約の日から令和 9 年 1 月 31 日まで

(2) 回線利用期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで（60 か月）

4 業務内容

(1) 通信回線の接続に係る諸設備の整備及び保守業務

交通管制センターと指定交通信号機等間の通信回線をモバイル回線で接続し、指定交通信号機等が交通管制センターにおいて制御・監視できる状態にすること。

通信回線の接続に係る諸設備については、整備時における最新のものを整備すること。また、指定交通信号機等と接続する端末装置（以下「端末装置」という。）については、アンテナ等含む全ての装置を UC 型信号制御機内に収めることが可能な装置を有し、運用実績が良好であること。なお、実際の端末装置の選定及び設置方法については、この契約締結後発注者と協議の上、決定すること。

通信回線の接続に係る諸設備、設置に係る工事（電源の確保、2 次側機器への接続等を含む）、通信回線保守及び機器保守は、受注者が全てを準備すること。

(2) 通信回線費用

通信回線費用については、交通管制センターと接続する指定交通信号機等の距離

に関係なく、定額の金額設定とすること。

(3) 試験運用

利用開始日まで十分な試験運用期間を設けるとともに、試験運用に際しての費用等は全て受注者の負担とすること。

(4) モバイル回線接続指定交通信号機等

別表「実施箇所一覧表」のとおり。

(5) ネットワークシステム

次の要件を全て満たし、ネットワークシステム全体の構成、セキュリティ対策等が分かる資料を提出すること。

ア 交通管制センターの中央機器から、指定交通信号機等の間にモバイル回線を適用すること。

イ ネットワークシステムは警察専用とし、閉域網のシステムとすること。また、使用するネットワークシステムは冗長化を図り、大規模災害に備えること。

なお、データセンター等によりネットワークシステムの構築を図る場合は、冗長化したデータセンター間は、少なくとも 300km 以上隔離された場所に設置すること。

ウ モバイル回線は冗長化を図り、通信輻輳時や通信設備の災害発生時においても、通信が長時間途絶えないこと。

エ 指定交通信号機等の改修・改造

端末装置は、指定交通信号機等の改修・改造なしで接続できるものとし、事故、災害等に備え、長時間の通信回線不通状態を発生させないように、保守体制を構築すること。

オ 利用期間中にモバイル回線の高度化等により、通信設備の更新等が必要となった場合は、速やかに対応すること。

5 回線規格

(1) 回線速度

以下に示す通信速度を確保し、減速や増速などの回線速度変更が可能であること。

- ・交通管制センターと受注者通信設備間 10Mbps 以上
- ・受注者通信設備と指定交通信号機等間 0.5Mbps 以上

(2) インターフェース

終端のコネクタ形状は RJ-45 であること。

6 遵守事項

- (1) 受注者は、この契約締結後速やかに作業計画を策定し、発注者の指定する担当者（以下「担当者」という。）に提出し、承認を受けること。併せて、保守に関する資料等を提出すること。
- (2) 受注者は、作業の実施に当たり、周辺道路の交通に支障のないよう配慮するとともに、担当者と協議し、その指示に基づき作業を行うこと。
- (3) 受注者は、指定交通信号機等の機能を停止することのないよう注意して作業を行うこと。
- (4) 受注者は、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、道路管理者、所轄警察署長等の許可条件に従い作業を行うこと。
- (5) 受注者は、作業中、指定交通信号機等の不良箇所を認知した場合は、担当者に報告し、指示を受けること。
- (6) 島根県警察が管理する庁舎内で工事を実施する際は、従事する人員の名簿（以下「作業員名簿」という。）を事前に提出すること。
なお、作業員名簿には、会社名、役職、氏名、住所、生年月日及び性別を明記すること。
- (7) 本仕様書に明記されていない軽微な事項について、作業上当然必要とされるものについては、受注者の責任において対応すること。

7 諸手続等

- (1) 本業務で必要となる諸届出及び諸手続は、全て受注者が処理すること。
なお、手続に要する一切の費用は、受注者の負担とすること。
- (2) 作業に要する諸工具、消耗品等は、受注者の負担で用意すること。

8 事故防止

受注者は、本業務の実施に当たり、作業現場及び機材の管理に努めるとともに、事故防止に必要な措置を講ずること。

また、本業務実施中に下記事項が発生した場合及びその他特異事案が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、担当者へ連絡し、その指示に従うこと。

- (1) 作業員の事故
- (2) 交通安全施設への損害
- (3) 第三者及びその所有物への損害

9 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、発注者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

10 サプライチェーン・リスク対策

- (1) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはあらかじめ発注者に機器等リストを提出し、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等、サプライチェーン・リスクを払拭するための措置を行うこと。

ただし、令和8年度中に発注者に機器等リストを提出済みの機器等については、機器等リストの提出を不要とする。

- (2) 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。

また、発注者から求められたときには、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

- (3) 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。

また、発注者から求められたときには、当該管理体制を証明する資料を提出すること。

- (4) 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適用されていること。

また、発注者から求められたときには、それらを証明する資料を提出すること。

- (5) 機器等の設計から部品検査、製造及び完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

- (6) 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

また、当該構成管理体制が書類等で確認できること。

- (7) 受注者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。

また、発注者から求められたときには、当該検査体制及び本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認結果等の書類等を提出すること。

- (8) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると発注者が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

11 その他

- (1) 回線の監視について、24 時間 365 日とすること。また、長時間の回線不通状態が

発生した場合や、回線不通状態が頻発する場合等により、交通管制センターの運用に支障を来す時は、速やかに復旧させる対策を施すとともに当該障害に係る原因、今後の対策、保証の有無を発注者へ遅滞なく連絡し、その指示に従うこと。

- (2) 事故等により情報漏えい等の生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に基づいて必要な対策を実施すること。
- (3) 回線の移転等に伴い不要となった設備については、発注者の要請に従い撤去し、その費用等は、受注者の負担とすること。また、許可なく移動又は廃棄をしてはならない。
- (4) 警察関連施設に対して通信回線工事を行った際には、完成図書を1部作成し、島根県警察に提出すること。また、通信回線敷設、管路敷設等の工事図面も同様に提出すること。
- (5) 本事業に関連する別途発注工事については、その受注者に導入スケジュール等の調整を行うこと。
- (6) 受注者（本事業の契約者、保守員等）は、守秘義務として、本事業により警察施設内で知り得た警察業務上の秘密について、第三者へ漏らしてはならない。また、本事業の遂行上、保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、暴力団排除措置について、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。
- (8) 本仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において協議を行うこと。

実施箇所一覧表

No.	種別	交差点(地点)名	整理番号	所轄署	住所	備考
1	信号制御機	菅田	まつえ F - 22	松江	松江市菅田町19-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
2	信号制御機	鍛冶橋	まつえ E - 22	松江	松江市南田町32-6先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
3	信号制御機	ブラバホール前	まつえ A - 12	松江	松江市西津田1丁目7-24先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
4	信号制御機	幸町	まつえ A - 51	松江	松江市幸町828先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
5	信号制御機	袖師	まつえ A - 50	松江	松江市袖師町1-5先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
6	信号制御機	床几山入口	まつえ D - 36	松江	松江市上乃木1丁目2-25先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
7	信号制御機	上乃木	まつえ D - 17	松江	松江市上乃木5丁目9-12先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
8	信号制御機	附属学園入口	まつえ F - 24	松江	松江市菅田町167-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
9	信号制御機	茶町	まつえ E - 41	松江	松江市東茶町6先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
10	信号制御機	春日	まつえ G - 11	松江	松江市春日町636先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
11	信号制御機	嫁島東	まつえ D - 1	松江	松江市嫁島町16-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
12	信号制御機	平賀	まつえ H - 5	松江	松江市東出雲町揖屋3405先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
13	信号制御機	さいか三番街	まつえ A - 45	松江	松江市雑賀町1168先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
14	信号制御機	浜佐田	まつえ G - 5	松江	松江市浜佐田町827先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
15	信号制御機	西津田南	まつえ B - 2	松江	松江市西津田6丁目11-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
16	信号制御機	松江西IC入口南	まつえ D - 24	松江	松江市乃白町496-4先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
17	信号制御機	学園通り中央	まつえ F - 2	松江	松江市学園2丁目34-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
18	信号制御機	黒田町	まつえ G - 19	松江	松江市黒田町497-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
19	信号制御機	楽山公園北入口	まつえ F - 7	松江	松江市西川津町4221先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
20	信号制御機	桧山トンネル南	まつえ C - 1	松江	松江市上乃木6丁目2-59先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
21	信号制御機	東来待	まつえ M - 5	松江	松江市宍道町東来待1445-2先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
22	信号制御機	宍道駅入口	まつえ L - 5	松江	松江市宍道町昭和94先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
23	信号制御機	恵曇	まつえ V - 1	松江	松江市鹿島町武代230-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
24	信号制御機	鹿島	まつえ W - 3	松江	松江市鹿島町名分388-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
25	信号制御機	講武橋南詰	まつえ W - 4	松江	松江市鹿島町南講武726先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
26	信号制御機	玉造温泉西入口	まつえ K - 5	松江	松江市玉湯町湯町1793先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
27	信号制御機	玉造温泉入口	まつえ K - 3	松江	松江市玉湯町湯町1195-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
28	信号制御機	佐太	まつえ S - 1	松江	松江市鹿島町佐陀本郷697先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
29	信号制御機	鹿島中学校前	まつえ W - 2	松江	松江市鹿島町名分673先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
30	信号制御機	生馬小学校前	まつえ G - 1	松江	松江市西生馬町8先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
31	信号制御機	松江整肢学園前	まつえ G - 2	松江	松江市東生馬町15-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
32	信号制御機	県立盲学校前	まつえ U - 1	松江	松江市西浜佐陀町526-3先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
33	交通情報板	大島		出雲	出雲市神西沖町1591先	広域Ethernet対応
34	信号制御機	浜田バイパス東口	はまだ A - 28	浜田	浜田市下府町306-4先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
35	信号制御機	長沢	はまだ A - 31	浜田	浜田市長沢町105先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
36	信号制御機	長沢西	はまだ A - 33	浜田	浜田市長沢町486-28先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)

実施箇所一覧表

No.	種別	交差点(地点)名	整理番号	所轄署	住所	備考
37	信号制御機	浅井川	はまだ A - 9	浜田	浜田市田町758-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
38	信号制御機	田町	はまだ A - 11	浜田	浜田市田町116-6先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
39	信号制御機	城山	はまだ B - 12	浜田	浜田市殿町83-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
40	信号制御機	合同庁舎前	はまだ B - 15	浜田	浜田市港町227-1先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
41	信号制御機	片庭町	はまだ B - 6	浜田	浜田市片庭町84-4先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
42	信号制御機	京町	はまだ B - 4	浜田	浜田市京町56先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)
43	信号制御機	青川	はまだ B - 17	浜田	浜田市瀬戸見町37-5先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
44	信号制御機	消防署前	はまだ B - 19	浜田	浜田市原井町908-11先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
45	信号制御機	浜田バイパス西口	はまだ B - 20	浜田	浜田市笠柄町5先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
46	信号制御機	笠柄団地入口	はまだ B - 21	浜田	浜田市笠柄町67先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
47	信号制御機	菅原団地入口	はまだ A - 30	浜田	浜市長沢町3032先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
48	信号制御機	新福井	はまだ B - 23	浜田	浜田市熱田町525先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
49	信号制御機	小福井団地入口	はまだ B - 25	浜田	浜田市熱田町547-1先	別途制御機改造(広域Ethernet対応)
50	信号制御機	熱田	はまだ B - 27	浜田	浜田市熱田町988先	別途制御機更新(広域Ethernet対応)